

府省共通事務に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（その後）の概要

【調査の実施時期等】 実施時期：平成18年9月～19年6月
 調査対象機関：内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

【勧告日及び勧告先】 平成19年6月15日 内閣府等16府省に対し勧告

【回答年月日】 平成20年7月18日～20年7月29日

内閣府	平成20年7月25日	宮内庁	平成20年7月24日	公正取引委員会	平成20年7月24日	国家公安委員会	平成20年7月25日
金融庁	平成20年7月25日	総務省	平成20年7月22日	法務省	平成20年7月24日	外務省	平成20年7月24日
財務省	平成20年7月25日	文部科学省	平成20年7月25日	厚生労働省	平成20年7月25日	農林水産省	平成20年7月25日
経済産業省	平成20年7月25日	国土交通省	平成20年7月18日	環境省	平成20年7月24日	防衛省	平成20年7月29日

【その後の改善措置状況】 平成21年8月12日～21年8月25日

内閣府	平成21年8月21日	宮内庁	平成21年8月12日	公正取引委員会	平成21年8月25日	国家公安委員会	平成21年8月18日
金融庁	平成21年8月24日	総務省	平成21年8月17日	法務省	平成21年8月21日	外務省	平成21年8月17日
財務省	平成21年8月21日	文部科学省	平成21年8月21日	厚生労働省	平成21年8月21日	農林水産省	平成21年8月21日
経済産業省	平成21年8月18日	国土交通省	平成21年8月21日	環境省	平成21年8月21日	防衛省	平成21年8月18日

【調査の背景事情】

- 簡素で効率的な政府の実現は、喫緊かつ最重要課題の一つとなっており、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、「小さくて効率的な政府」の実現を目指すこととされ、平成18年6月には、同方針に基づく改革の着実な実施を図るため、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）が成立
- これら改革の一環として、政府は、「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議。17年6月30日、18年8月29日、19年7月2日及び20年12月26日改定）を策定。同計画では、各府省は、納税者の視点に立って、改めて所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行うことを規定
- 一方、民間企業、地方公共団体の中には、様々な先進的取組により、経費の削減、事務の効率化を進めている例が見られ、これらも参考に、国においては、なお一層の効率化、合理化の余地
- この調査は、このような状況を踏まえ、各府省に共通する物品・役務の調達、庁舎の維持管理等の事務に着目し、その実施状況、効率化の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 本調査結果に基づき勧告した事項は、平成19年7月2日改定の行政効率化推進計画に反映

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 物品、役務等の一括調達の推進等</p> <p>(1) 事務用品の一括調達の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること。(全府省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の物品、役務等の調達は、会計法第29条の3の規定に基づき、一般競争入札が原則。予定価格が一定額(注1)以下の場合、例外的に随意契約が可能(いわゆる少額随意契約) ○ 一括調達は、事務の省力化、コストの削減に有効 単価契約(注2)は、年度当初に当該年度分の契約を締結すれば足りるため、同一品目を複数回調達する消耗品については、一括調達の有効な手段 <small>(注1) 物品の調達の場合160万円以下、役務の調達の場合100万円以下。 (注2) 物品等の単価のみを決定し、支払金額は給付の実績に基づいて算定する契約。消耗品は単価契約が可能。</small> ○ 調査対象16府省213調達機関(注3)中、14府省189調達機関(88.7%)は消耗品3品目(コピー用紙、トナー類、文具用品類等)のいずれかを単価契約によらずに調達 単価契約の推進により消耗品3品目の年間調達件数が数件の調達機関がある一方、少額随意契約を繰り返し契約件数が膨大な調達機関あり →中には年間契約件数が900件を超える調達機関あり ○ 消耗品3品目の各品目について、少額随意契約による年間の調達合計額が160万円を超えており、単価契約の活用などにより一般競争契約の導入・拡大の余地があるものが、調査対象16府省213調達機関中、コピー用紙で8府省26調達機関、トナー類で13府省93調達機関、文具用品類等で13府省92調達機関あり <small>(注3) 物品等の調達などの契約事務を行う会計法の規定に基づき設置された機関(支出負担行</small> 	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況 ⇒ : 「その後の改善措置状況」時に確認した改善措置状況</p> <p><改善状況></p> <p>→ 全16府省のうち、単価契約の活用により一般競争契約の導入・拡大を実施したものの6府省、導入・拡大を予定しているもの9府省、導入・拡大を検討中のもの1府省 ⇒ 全16府省において、単価契約の活用により一般競争契約の導入・拡大を実施</p> <p>→ 消耗品3品目について、指摘した14府省延べ211調達機関のうち、既に一般競争契約の導入・拡大を実施したものが延べ134調達機関(63.5%)、導入・拡大を予定しているものが延べ39調達機関(18.5%)、導入・拡大を検討しているものが延べ35調達機関(16.6%) なお、延べ3調達機関(1.4%)は、平成20年度に特別会計が廃止されること等から、契約は未実施</p> <p>⇒ 消耗品3品目について、指摘した14府省延べ211調達機関のうち、既に一般競争契約の導入・拡大を実施したものが延べ192調達機関(90.1%)、導入・拡大を予定しているものが延べ11調達機関(5.2%)となっており、年間の調達金額が少額であった延べ5調達機関(2.4%)及び平成20年度に廃止された延べ3調達機関(1.4%)を除く残りすべての延べ203調達機関(96.2%)では一般競争契約の導入・拡大を実施又は予定</p> <p>(府省の改善事例：内閣府)</p> <p>→ 消耗品の調達については、平成20年度から単価契約による一般競争契約に順次移行</p> <p>⇒ 消耗品の調達に当たっては、平成20年度から単価契約できるものについては、全て一般競争による単価契約を実施</p> <p>(府省の改善事例：環境省)</p> <p>→ コピー用紙については、単価契約による調達を実施。トナー類、文具</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="215 204 456 225">為担当官又は契約担当官)</p> <p data-bbox="147 459 282 488">(勸告要旨)</p> <div data-bbox="159 496 1066 644" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="170 504 1055 639">② 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること。(内閣府、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p> </div> <p data-bbox="147 691 226 719">(説明)</p> <p data-bbox="159 727 1093 831">○ 1～3週間の間に、同種備品を少額随意契約により数回～十数回調達し、その調達合計額が160万円を超えているものが8府省16調達機関あり</p> <p data-bbox="147 1023 860 1051">(2) 合同庁舎の維持・管理に係る契約方法の見直し等</p> <p data-bbox="147 1059 282 1088">(勸告要旨)</p> <div data-bbox="159 1096 1066 1244" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="170 1104 1055 1240">共用部分と専用部分で共通する役務又は物品の一括調達を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> </div> <p data-bbox="147 1291 226 1319">(説明)</p> <p data-bbox="159 1327 1093 1394">○ 合同庁舎に入居する官署は、庁舎の維持・管理に要する物品・役務の調達に要する費用を分担して負担</p>	<p data-bbox="1151 201 2087 268">用品類等については、月に一度、一括調達を行い、契約件数の削減を推進</p> <p data-bbox="1122 276 2087 416">⇒ コピー用紙については、引き続き、単価契約による調達を実施。トナー類については、一部単独で購入しているものを除き、単価契約による調達を実施。文具用品類等については、中央合同庁舎5号館にて単価契約による一括調達を実施</p> <p data-bbox="1122 464 1290 493"><改善状況></p> <p data-bbox="1122 501 2087 604">→ 計画的な備品の一括調達実施の余地ありと指摘した8府省16調達機関のうち、計画的な一括調達に移行したものが9調達機関(56.3%)、一括調達を予定しているものが7調達機関(43.8%)</p> <p data-bbox="1122 612 2087 679">⇒ 計画的な備品の一括調達実施の余地ありと指摘した8府省16調達機関すべてが、四半期毎などの計画的な一括調達に移行</p> <p data-bbox="1122 727 1541 756">(府省の改善事例：文部科学省)</p> <p data-bbox="1122 764 2087 868">→ 省内で調達を実施している6機関の長に対し通知を発出し、物品の中長期的な所要見込みや同種物品の一括請求の可能性を勘案するなどより計画的・効率的な執行に努めることを周知</p> <p data-bbox="1122 876 2087 943">⇒ 平成20年度の調達に当たっては、四半期毎に一括調達を図り、一般競争契約による調達を実施</p> <p data-bbox="1122 1059 1290 1088"><改善状況></p> <p data-bbox="1122 1096 2087 1236">→ 清掃業務・蛍光管類の一括調達の余地ありと指摘した延べ45庁舎のうち、既に入括調達を実施したものが延べ16庁舎(35.6%)、実施を予定しているものが延べ10庁舎(22.2%)、実施について検討中のものが延べ16庁舎(35.6%)</p> <p data-bbox="1151 1244 2087 1348">なお、延べ3庁舎(6.7%)は、実施について検討した結果、現時点においては一括調達によるメリットが少ないとの理由から、具体的取組は未実施</p> <p data-bbox="1122 1356 2087 1423">⇒ 清掃業務・蛍光管類の一括調達の余地ありと指摘した延べ45庁舎のうち、既に入括調達を実施したものが延べ32庁舎(71.1%)、実施を予定</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 合同庁舎の共用部分と専用部分で共通する、清掃業務や蛍光灯類などを、共用部分と専用部分とで一括して調達し、コストの削減等を図っている庁舎がある一方、別々に調達する庁舎あり（清掃業務：21庁舎、蛍光灯類：24庁舎）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する庁舎で、同じ蛍光灯の調達単価が3.6倍割高の例あり（323.4円⇔1,164.0円） <p>2 調達事務の集約化の推進 （勸告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 同一機関内や同一敷地内等に複数の調達機関を設置している府省は、会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進すること。（内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）</p> </div> <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各省各庁の長は、会計法第13条、第29条の2の規定に基づき、支出負担行為・契約に関する事務を職員に委任又は分掌が可能 ○ 一箇所で集中的に処理する方が効率的であるが、同一機関内や同一敷地内等に複数の調達機関を設置し、それぞれで物品を調達している 	<p>しているものが延べ10庁舎（22.2%）となっており、実施について検討したものの一括調達によるメリットが少ないとの理由から入居官署との合意に至らなかった延べ3庁舎（6.7%）を除く延べ42庁舎（93.3%）が一括調達を導入又は予定</p> <p>（府省の改善事例：経済産業省）</p> <ul style="list-style-type: none"> → 地方経済産業局総務課長会議において、先進的な取組事例の紹介、管理官署との協力による調達事務の効率化についての周知徹底を実施。これを受けて、入居庁舎の管理官署に対して調達契約の効率化を要請するとともに、管理官署と協力して、平成20年度からの蛍光灯類や清掃業務の一括調達についての検討を具体化 ⇒ 引き続き、入居庁舎の管理官署と協力して調達事務の一括化に係る検討を行った結果、蛍光灯類及び清掃業務については、平成23年度までに一括調達への移行を予定している1庁舎を除き、合同庁舎に入居しているすべての地方支分部局において、21年度当初までに共有部分と専用部分の一括調達を実施 <p><改善状況></p> <ul style="list-style-type: none"> → 会計主管課以外でも共通物品を調達していると指摘した調達機関における共同調達の推進状況をみると、7府省42調達機関のうち、既に会計主管課と連名による共同調達を実施しているものが14調達機関（43.8%）、連名による共同調達を予定しているものが2調達機関（6.3%）、その実施について検討しているものが16調達機関（50.0%） ⇒ 会計主管課以外でも共通物品を調達していると指摘した7府省42調達機関すべてが、会計主管課と連名による共同調達を実施 <p>（府省の改善事例：農林水産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> → 平成20年度から、同一敷地内に所在している複数の調達機関が連名で契約（コピー用紙、トナー類）を実施 ⇒ 平成20年における取組に加え、平成21年度には文具用品類等を共同調達の対象とするなど、その範囲を拡大

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>府省あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 本省内部部局に調達機関が14あり、それぞれでトナー類を調達している例 外局内部部局に7人分のみの調達を行う調達機関を設置している例 同一建物に入居する本省と外局がそれぞれ調達を行い、コピー用紙の単価が1.7倍～1.9倍の差となっている例（共同調達を行えば外局の調達額の47%（388万円）の縮減が可能とみられる。） <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進すること。（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 地方支分部局等における調達事務を上部機関（本府省やブロック機関等）に集約している府省がある一方、集約化の取組のないものが5府省6機関</p>	<p>(府省の改善事例：国土交通省)</p> <p>→ 可能なものから、順次、共同調達を実施</p> <p>⇒ 消耗品の調達に当たっては、本省においては、外局等も含み合同庁舎単位で単価契約を実施</p> <p>(府省の改善事例：防衛省)</p> <p>→ 消耗品の調達に当たり、効果が認められるものについては共同調達を実施予定</p> <p>⇒ 市ヶ谷地区に所在する複数の調達機関において共同調達を実施。今後も品目拡大に努力</p> <p><改善状況></p> <p>→ 地方支分部局において、管内出先機関の調達事務を集約していないと指摘した6府省の地方支分部局のうち、2府省では一部実施済みで、今後更に検討としており、4府省ではいずれも、今後検討予定</p> <p>⇒ 地方支分部局において、管内出先機関の調達事務を集約していないと指摘した6府省の地方支分部局のその後の対応状況をみると、①「一部実施済み」としていた2府省では、対象品目を拡大、②「今後検討」としていた4府省においても、一部品目について実施したものが3府省、一部品目について実施を予定しているものが1府省</p> <p>(府省の改善事例：国家公安委員会)</p> <p>→ 経費の節減等の適正な予算執行については、各種会議、会計監査等において指示・指導を行っているほか、本勧告に対する取組の推進について、通達を発出し、改善に向けた取組の推進を周知</p> <p>⇒ 平成21年1月から、仕様の一元化が比較的容易で調達数量の多い消耗品（トナー類）については、上部機関である警察庁において全国分を集約化したほか、その他の消耗品については、20年6月から管内出先機関分を管区警察局において集約化し、一括調達を実施</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 適正な物品管理の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄など処分の方針を決定すること。(公正取引委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品管理法に基づき、物品管理簿等を備え、物品の異動等を正確に管理・把握する義務 供用・処分の必要がないものは、管理換等による適切な処理。不可能な場合は、不用決定の上、売払いや廃棄を規定 ○ 7府省19機関で物品の数量や現況を未把握。8府省12機関で使用する見込みのない物品を長期間保管 	<p><改善状況></p> <p>→ 物品の数量や現況が未把握等と指摘した9府省延べ31機関のうち、物品管理簿を整備中の1機関を除き、すべての機関において、物品の現況把握を行った上、物品管理簿の訂正を行うなどの改善措置を実施</p> <p>また、不用となった物品の有効活用の促進に関する取組状況については、部局間での情報共有、情報交換のため不要品データベース等を作成したものが2府省、各府省に不用となった物品の情報提供を行っているものが1府省</p> <p>⇒ 物品の数量や現況が未把握等と指摘した9府省延べ31機関のうち、物品管理簿を整備中の1機関については、平成21年9月に整備完了予定であるとしている。</p> <p>(府省の改善事例：農林水産省)</p> <p>→ 物品管理に関する従来の通知を廃止し、「農林水産省物品管理事務処理要領」(平成19年10月31日付け大臣官房経理課長通知)を制定し、適正な物品管理について周知徹底</p> <p>また、平成19年12月から「不要品データベース」として情報を集約・管理することで、本省内における情報の共有化を促進し、物品の有効活用を推進</p> <p>⇒ 「不要品データベース」に加え、平成21年2月から、廃棄予定とした物品についてもリスト化し、廃棄日までの一定期間、地下倉庫で保管することで、本省内における備品の共有化を促進し、物品の有効活用を推進</p>
<p>4 公用車の効率化の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること。(国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p> </div>	<p><改善状況></p> <p>→ 専任の運転手より公用車の台数が多い、又は部局別に管理しているため非効率な公用車があると指摘した7府省28機関における改善状況をみると、①公用車を削減したものが9機関、削減予定のものが4機関、②一般職員による運転を実施したものが2機関、実施予定のものが1機</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年8月改定の行政効率化推進計画において、稼働率の向上、公共交通機関の利用等により、25年度までに公用車の約600台削減が規定されているが、さらなる削減が求められている状況 ○ 専任の運転手のみが公用車を運転している機関において、運転手の人数より公用車の台数が多く、常時10台の公用車が遊休化。中には、運転者7人に対し公用車12台を保有している例 ○ 4府省8機関では、各部局が公用車の管理を行っており、使用が低調となっている公用車が24台 <p>5 旅費事務の見直し等 旅費節減の取組の徹底</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>旅費の効率化の取組に関する通知・文書の内容の周知、パック商品や割引運賃制度の積極的な活用などにより、旅費節減の取組を徹底すること。(全府省)</p> <p>また、パック商品等の効率的な情報収集や乗車券の手配等について、アウトソーシングを含め検討すること。(全府省)</p> </div> <p>(説明)</p>	<p>関、③代替手段を導入したものが3機関、導入を検討しているものが4機関、④公用車の運行管理方法を見直したものが9機関</p> <p>⇒ 各府省において公用車の削減を推進中(平成20年度までの削減数:財務省98台、厚生労働省74台、国土交通省50台など)</p> <p>⇒ 改善を指摘した7府省28機関におけるその後の改善措置状況をみると、①「公用車を削減予定」としていた4機関は、いずれも削減を実施、②「一般職員による運転を実施予定」としていた1機関は、平成20年度から実施、③「代替手段を検討」としていた4機関は、業務の特殊性を考慮しつつ、引き続き検討中</p> <p>(注)改善状況は、延べ数である。</p> <p>(府省の改善事例:総務省)</p> <p>→ 著しく使用が低調な公用車については、削減を図り、レンタカーや公共交通機関代替の利用に切り替え</p> <p>また、平成20年度から職員による運転が可能となるよう規程を整備</p> <p>⇒ 業務用車両などで車両運行業務委託を行っているものについて、その必要性を厳格に見直し、業務委託の廃止、縮減を推進。平成20年度までに公用車5台を削減</p> <p><改善状況></p> <p>→ パック商品の利用が低調、鉄道運賃の割引制度を旅費支給に未活用等と指摘した7府省延べ24機関については、パック商品及び割引運賃制度を活用し、改善済み</p> <p>→ 旅行区間と通勤手当支給区間が重複する場合に交通費の減額調整を実施していないと指摘した9府省31機関のうち、交通費の減額調整を実施することとしたものが29機関(93.6%)、実施することを予定しているものが1機関(3.2%)、実施について検討中のものが1機関(3.2%)</p> <p>⇒ 旅行区間と通勤手当支給区間が重複する場合に交通費の減額調整を実施していないと指摘した9府省31機関すべてが、交通費の減額調整を実施し、改善済み</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 出張旅費の効率的な使用のため、パック旅行の利用を積極的に推進</p> <p>○ パック商品の利用を職員に求めている（2府省6機関）、鉄道運賃等の割引制度を旅費支給に活用していない（7府省18機関）、旅行区間と通勤手当支給区間が重複する場合について交通費の減額調整を実施していない（9府省31機関）など、旅費節減の取組が不十分な例あり</p> <p>6 行政効率化の一層の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 行政効率化推進計画に基づく取組を徹底すること。(全府省)</p> <p>② 上記項目における指摘に対する必要な改善措置を講ずることにより、府省共通事務の実施体制の見直し・合理化を行うこと。(全府省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 地方支分部局等へ行政効率化推進計画の周知すらしていない府省（1府省）、計画について特段の取組を指示していない府省（10府省）あり</p> <p>○ 本行政評価・監視の指摘に基づく改善措置を講ずることにより、実施体制の見直し・合理化が必要</p>	<p>→ 乗車券の手配等のアウトソーシングについては、試行的に実施している1府省を除き、他府省ではいずれも検討中</p> <p>⇒ 全府省とも、平成21年7月1日付けの各府省申合せに基づき、21年度のできるだけ早期にアウトソーシングを実施予定</p> <p>(府省の改善事例：経済産業省)</p> <p>→ 平成19年度から、出張を行う際は原則パック商品又は割引運賃制度の利用を実施</p> <p>⇒ 航空機及び鉄道を利用した出張においては、パック商品等の利用予定の書面による事前確認、使用しない場合の理由書の徴求を全部局において実施</p> <p>→ 乗車券の手配をアウトソーシングすることについては引き続き検討</p> <p>⇒ パック商品、チケット手配等のアウトソーシングを実現するため、業者選定のためのモデル仕様書を作成するなど積極的に関与。平成21年7月1日付けの各府省申合せを踏まえ、21年度のできるだけ早期にアウトソーシングを実施予定</p> <p><改善状況></p> <p>→ 行政効率化推進計画の周知・指示が不十分と指摘した11府省のうち、10府省は、同計画を省内LANへの掲示やメールでの送付で周知するとともに会議等で取組を指示、1府省は、会議等で周知・指示を行うことを予定</p> <p>⇒ 行政効率化推進計画の周知・指示が不十分と指摘した11府省すべてが、同計画を省内LANへの掲示やメールでの送付で周知するとともに、会議等で取組を指示</p> <p>→ 全府省において、内部管理業務を含めた業務全体についての見直しを行い、定員合理化を実施</p> <p>⇒ 全府省において、さらなる見直しを行うことで、平成20年度についても定員合理化を実施</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>(府省の改善事例：宮内庁)</p> <p>→ 行政効率化推進計画については、宮内庁ホームページに掲載するとともに、全庁掲示板において職員へ周知。新たな取組の一部については、庁内会議でその導入について事前に周知するとともに、職員へ意見照会等を実施。</p> <p>また、各取組の担当部局に対しては、各取組の実行、フォローアップ等について周知</p> <p>⇒ 前年までの取組に加え、平成 21 年から庁内に設置された宮内庁支出総点検プロジェクトチームとの連携を図り、取組の強化を推進</p>